

広島県告示第九百十六号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和四年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第八十八号
所在地	特定農業用ため池の名称 合原外一箇所(別表一のとおり)
広島県安芸高田市	

告示番号	令和三年広島県告示第二十三号
所在地	特定農業用ため池の名称 大丸池1号(別表一のとおり)
広島県安芸高田市	

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号
所在地	特定農業用ため池の名称 安清外一箇所(別表一のとおり)
広島県安芸高田市	

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称 木舟池外一八箇所(別表一のとおり) 新川池(別表二のとおり)
広島県東広島市	

別表一から別表二までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。